広島県告示第百九十号

を次のとおり委託した。 県営吉和手崎住宅駐車場、県営栗原住宅駐車場、県営久保住宅駐車場、 県営小田浦住宅及び県営室屋住宅並びに県営のぞみが浜住宅駐車場、県営古浜住宅駐車場、 三美園住宅、 営のぞみが浜住宅、県営古浜住宅、県営吉和手崎住宅、県営栗原住宅、県営久保住宅、県営 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によって、県 県営新高山住宅駐車場、 県営土生住宅駐車場、 県営新高山住宅、県営向東住宅、県営肥浜住宅、県営高須住宅、県営土生住宅、 県営小田浦住宅駐車場及び県営室屋住宅駐車場の使用料収納事務 県営向東住宅駐車場、県営肥浜住宅駐車場、県営高須住宅駐車 県営三美園住宅駐車

平成二十七年三月十九日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

株式会社誠和	株式会社堀田組	名	委託
		称	を
号道市	号道市	住	受け
新浜一丁	新浜一丁		た
号尾道市新浜一丁目九番二二	号尾道市新浜一丁目九番二二	所	者
〜平成三二年三月三一日) (平成二七年四月一日 平成二七年三月六日		(委託期間)委託した年月日	